令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金について

問 こども課　こども家庭係　☎92－7968

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

▼対象児童

①令和３年９月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童

②令和３年９月 30 日時点で高校生等（平成 15 年４月２日～平成 18 年４月１日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

③令和３年９月以降令和４年３月 31 日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

今回支給を受けるにあたって、基山町から児童手当を受給している保護者は、原則として、「プッシュ型通知」による支給を行いますので、改めての申請は不要です。**高校生等のみを養育する保護者や公務員の方等は申請が必要です（郵送可）。**申請書は基山町ホームページ及びこども課窓口に用意しています。

※申請が必要な方＝「プッシュ型通知」のお知らせが届かない方

・令和３年９月 30 日時点で高校生等（平成 15 年４月２日～平成 18 年４月１日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者）

・令和３年９月以降令和４年３月 31 日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）の保護者

・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員　等

▼支給対象者

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。
（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

▼給付額

対象児童１人につき 10 万円

▼支給時期

対象の方には、令和３年 12 月から順次支給を開始しています。入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

▼支給方法

①児童手当（本則給付）を受給している受給者及び一部の高校生等や新生児の保護者
→令和３年 10 月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った保護者
→子育て世帯への臨時特別給付金申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、早急にご対応をお願いします。

▼詳細は基山町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

◆こんな時はどうなるの？

Q．引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A．基本的には、児童手当の振込指定口座もしくは別途指定した口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、基準日（令和３年９月 30 日）時点での住所地市町村（特別区含む）から支給されますので、令和３年 10 月１日以降に転居された方は、引越前の市町村にお問い合わせください。

Q．ＤＶ被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A．令和３年９月分の児童手当の支給を配偶者（DV 加害者）が受けている場合についても、基山町で給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。その場合、給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

⚠「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに基山町から問い合わせを行うことがありますが、ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに基山町役場の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ
国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金を支給します

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者】

次の条件をすべて満たす方が対象です。

・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）

・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができない方

・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日（４日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

【支給額】

（直近の継続した３か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×２／３×支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

【適用期間】

※期間が延長になりました。

令和２年１月１日から令和４年３月31日まで（入院等が継続する場合は、最長１年６か月まで）

【申請方法】

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書（受診しなかった場合は不要）等

※事前に電話でお問い合わせください。

※問合せ先

福祉課　保険年金係

☎92－7934

佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎0952－64－8476

コミュニティバス長野線の一部迂回運行について

長野１号線外交通安全施設工事に伴い、令和４年１月11日（火）～３月31日（木）の期間にコミュニティバス長野線の長ノ原―第７区公民館バス停間のルートの一部で迂回運行を行います。

当該期間中は、運行状況によっては多少の時間遅延が発生する場合がございます。

利用者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

※迂回運行期間については、工事の状況により変更になる場合があります。

【コミバス通行不可箇所及び迂回路図】

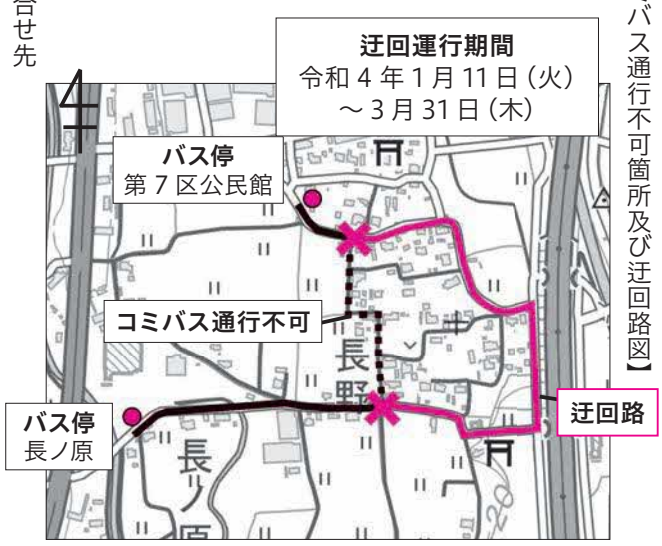

※問合せ先

定住促進課　地域公共交通係　☎92－7920

プレミアム付商品券
使用期限は１月31日までです

令和３年度に購入いただいた基山町プレミアム付商品券の使用期限は、令和４年１月31日までです。使い忘れのないようご注意ください。

※問合せ先

基山町商工会

☎92－2653